２　改正法附則第六十四条第三項の規定により旧特定経済金融活性化産業に属する事業を新令和二年改正前租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第五号の第三欄に掲げる事業とみなして新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十三（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する場合における同条第一項に規定する政令で定める期間は、新令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十九条の四十三第一項（新令和二年改正前租税特別措置法施行令第二十七条の九第一項第五号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、経過旧経済金融活性化計画期間とする。

３　新令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十九条の四十三第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十三第一項に規定する工業用機械等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十三第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

（第二条の規定による改正に伴う連結法人が地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第三十二条　新令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十九条の四十五第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は建設をする新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十五第一項に規定する特定建物等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は建設をした旧令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十五第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（第二条の規定による改正に伴う連結法人の減価償却に関する経過措置）

第三十三条　附則第二十七条第一項及び第二項の規定は、改正法附則第六十七条第二項の規定により改正法附則第五十九条第二項各号に掲げる区域をそれぞれ新令和二年改正前租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号又は第二号の第二欄に掲げる区域とみなして新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の二十七（これらの号に係る部分に限る。）の規定を適用する場合及び改正法附則第六十七条第三項の規定により旧特定経済金融活性化産業に属する事業を同表の第三号の第三欄に掲げる事業とみなして新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の二十七（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する場合について準用する。

２　新令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十九条の六十九第五項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用する。

３　新令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十九条の七十第三項及び第四項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用する。

（第二条の規定による改正に伴う連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例に関する経過措置）

第三十四条　改正法附則第六十八条第三項の規定により新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の六十三第二項の規定を読み替えて適用する場合における新令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十九条の九十第五項の規定の適用については、同項中「に該当する同項」とあるのは、「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）附則第六十八条第三項に規定する旧認定法人に該当する法第六十八条の六十三第二項」とする。

（第二条の規定による改正に伴う連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第三十五条　新令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十九条の百十四の二第一項第一号の規定は、令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の九十第二項第一号に規定する外国関係会社の施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する個別課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する個別部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額について適用し、当該外国関係会社の施行日前に開始した事業年度に係る同条第一項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する個別課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する個別部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額については、なお従前の例による。

（第二条の規定による改正に伴う連結法人が特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例に関する経過措置）

第三十六条　新令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十九条の百二十二第一項第二号の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得する株式について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得した株式については、なお従前の例による。

（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第三十七条　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和三年政令第百十九号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち租税特別措置法施行令第二十六条の改正規定中「第二十六条第二項」の下に「及び第三十一項」を加え、「加え、同条第二十項中「第十条第二号に規定する認定長期優良住宅」を「第十一条第一項に規定する認定長期優良住宅（同法第十条第二号イに掲げる住宅に限る。）」に改め、同条第三十一項中「されたもの」の下に「又は確認を受けたもの」を」を削る。

附則第一条第十号を次のように改める。

十　削除

附則第八条第二項及び第二十一条第四項中「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和三年政令第百十九号）第一条の規定による改正後」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第百四十八号）第一条の規定による改正前」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第三十八条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の項第二号中「第二十六条第二十二項」の下に「（同条第三十二項において準用する場合を含む。）」を加える。

（構造改革特別区域法施行令の一部改正）

第三十九条　構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第八項の表租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の項の第二欄中「第四十六条の八の二第四項」を「第四十六条の八の二第五項」に改める。

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

財務大臣　鈴木　俊一

内閣総理大臣　岸田　文雄